台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立高知工業高等学校(定時制)

1 平常授業 (定期試験含む)

判断する時刻	警報等の状況	対応
	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴	
午後3時00分	風にあっては1つ)、学校のある市町村及び隣	休校
	接する市町村に発令されている場合	

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
補習等開始時刻の 3時間前まで	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴 風にあっては1つ)、学校のある市町村及び隣 接する市町村に発令されている場合	休み

※警報の種類・・・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 - ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが 明らかである場合も、登校を控えること。
 - ③対応状況は学校ホームページに掲載予定。
 - ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応を とること。